令和８年７月１６日

徳管協情報４

徳島県小中学校管理職員協議会
〒70-0003 徳島市北田宮 1-8-68 県教育会館内
TEL 088-633-1101　FAX 088-633-1124
E-mail　tkk1101@estate.ocn.ne.jp
URL http://tkk1101.server-shared.com/

定期大会に基づく県教育委員会要望

７月１５日（水）、教育管理職に見合う身分保障・処遇・教育諸条件の改善等に関する県教育委員会への要望交渉を行った。徳管協から清水会長、志内副会長、岩野副会長、三好副会長、大知理事、池本事務局長の６名が参加した。県教育委員会からは金岡教職員課長はじめ２２名が出席され、要望交渉と一括回答、質疑応答・意見交換等が行われた。その中で学校現場の教員不足と補充教職員の確保の厳しさ、それに関連した教頭の負担増の実情について説明した。また、特例任用管理職の管理職手当７割措置等の改善やカスタマーハラスメント防止の積極的な対策や公表を求めた。



■　県教委への要望事項と回答（※主な内容）

１　身分保障・処遇改善

(11)定年延長制については、役職定年制の特例として認められる特定管理監督職群である特例任用管理職(校長・副校長・教頭）を令和８年度に引き続き令和９年度も運用実施を図ること。また、教育管理職の責任の重さを考慮して、特定管理監督職群である特例任用管理職の管理職手当は職責に鑑みて減額しない等の改善を図ること。

(回答)特定管理監督職群における特例任用については、欠員が容易に補充できない場合に任用することとし、実施の有無についてはできる限り早い時期に周知してまいります。管理職手当の増額は困難ですが、今後の他都道府県の動向を注視してまいります。

２　教育諸条件の改善・充実

(15)教員不足の解消及び「学校における働き方改革」において教職員の多忙化解消のための具体的な方策を図ること。

①　臨時的任用教職員の確保できる具体的な方策

(回答)ティーチャーズバンク登録の申請については、電子申請で手軽に行えるよう改善を図っています。さらにCATVを活用した広報活動も継続してまいりました。昨年度は、高校生向けの「『徳島で教員になろう！』～徳島教育の未来応援プロジェクト～」（教職説明会）も引き続き開催することで、若者向けに教員の魅力を発信し、長期的に教員志望者の拡大を目指した取組も行っております。このような新たな取組を行い、積極的に、ティーチャーズバンクやマイスターバンクの周知を図り、補充教員の確保に努めてまいります。

(16)「学校における働き方改革」において、「教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表が給特法で義務付けられたが、学校長のみに過度の負担と一方的な責任の集中をもたらすことがないように図ること。

(回答)教員の時間外在校等時間などを確認できる「働き方改革『見える化』ダッシュボード」を活用することで全教職員一人一人が問題意識を持ち、学校全体での取組につながるように働きかけてまいります。

(17)管理職員の身分保障とウェルビーイングのための「カスタマーハラスメント防止対策」策定の推進を図ること。

(回答)　カスタマーハラスメント防止については、引き続き国の動向を注視するとともに、他県事例等の積極的な収集に努め、対策を研究してまいります。

【※全ての要望事項と回答は徳管協HPに掲載】

全管協　文科省・財務省・総務省に要請行動



７月６日（月）、徳管協の上部団体である全国教育管理職員団体協議会（略称：全管協、東京・長野・大阪・徳島の管理職員団体で組織）は文科省・財務省・総務省への要請行動を行った。徳管協からは清水会長と池本事務局長が参加した。各省への主な要望内容は次の通りである。

文部科学省には①SNSの一定の適切な規制②行政による学校問題解決のための支援体制③養護教諭の複数配置基準の引き下げ等、財務省には①教育予算の充実②教育管理職給与手当の改善等、総務省には①SNS使用規制へ向けた働きかけ②５５歳以上の昇給停止に関し昇級の機会確保と特任管理職の管理職手当７割措置を外すこと等について、各省に要望した。

定期大会に基づく県人事委員会要望

７月８日（水）、教育管理職に見合う身分保障・処遇・教育諸条件の改善等に関する県人事委員会への要望交渉を行った。徳管協から清水会長、志内副会長、二宮副会長、久保副会長、池本事務局長の５名が参加した。県人事委員会からは阿部事務局長はじめ８名が出席され、要望交渉と一括回答、質疑応答・再要望が行われた。質疑応答・再要望等では、学校での教員不足の状況と人材確保の埋め合わせのため教頭の職務負担が過重となっている現状、特例任用管理職（校長・教頭）の職責に決して見合うとは言えない本給と管理職手当の減額措置について意見交換した。



■　県人事委員会への要望事項と回答（※主な内容）

５　給特法改正による教職調整額増率に伴う教育管理職員の本給改善は措置されたが、管理職員の処遇改善を確実に進めていくため管理職手当の改善を図ること。

(回答)他の都道府県の動向を注視していきたい。

７　特定管理監督職群である特例任用管理職（校長・副校長・教頭）については、教育管理職員の責任の重さを考慮して、給与の一律７割支給ではなく、管理職手当は職責に鑑みて減額しない等の改善を図ること。

(回答)６０歳を越える職員の給与水準に関する措置は、原則として国に準じており、今後の国の動向を見守っていきたい。

15「学校における働き方改革」において、「教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表が給特法で義務付けられたが、学校長のみに過度の負担と一方的な責任の集中をもたらすことがないよう教育委員会に働きかけること。

(回答)任命権者と連携し、教職員の長時間勤務が是正されるよう努めたい。

【※全ての要望事項と回答は徳管協HPに掲載】

徳管協「教頭研修会」～校長任用審査対策～

６月２０日（土）10：00 から、県教育会館5F小ホールにおいて、講師に前県教委教育次長の海老名正規先生（神山中校長）をお招きし、参加受講者４６名（内資料参加４名）で約２時間の教頭研修会を開催した。海老名先生には、「『校長』になるために～校長を楽しむ。そして・・・～」と題して、現場管理職や長年の県教委事務局での実践や経験に基づいたご指導をいただいた。「校長の仕事」「管理職任用審査対策」「国や県の教育施策」について具体的に指導いただく中で、校長になる覚悟と校長任用審査はもとより校長になった後の重要性を教示いただいた。また、よき校長になるために任用審査の勉強が生きることも受講者に強く激励された。校長としての日々の地道な取組や揺るぎない理念に基づいた校長の在り方など教育管理職の本質的なことに関わる内容について、責任と魅力のある校長を目指す参加受講者にとっては大変有意義な研修となった。



過去３年の校長・特任校長任用数等

年　度	校長任用数	倍　率	特任校長任用数
令和６年度	５３	１．８５	特任校長公募なし
令和７年度	３６	２．１１	特任校長　１３
令和８年度	４１	２．０５	特任校長　２６

※令和９年度も３年連続で特定管理監督職群の特例任用管理職（校長・副校長・教頭）の実施が決まった。

ライフプラン・セミナー（退職後の生活設計）の最終案内について

■日時　令和８年７月２８日（火）受付１３：００～１３：３０　　セミナー１３：３０～１６：００

■場所　県教育会館　５階　小ホール

■対象　令和８年度末役職定年者及び退職予定者（昭和４１年度生まれ以降の会員・準会員）
令和７年度末役職定年した令和１０年度末定年退職者（昭和４０年度生まれ会員・準会員とOB会員）
令和６年度末役職定年した令和８年度末定年退職者（昭和３９年度生まれの会員・準会員）

■セミナー内容・退職金、退職後の福利厚生について
・セカンドライフの資金形成等について
・管理職員の役職定年後の動向調査について

■講師　県教委福利厚生課・阿波銀行アセットコンサルティング部・徳管協事務局

■研修会申込は、７月１４日（火）をもって終了していますが、会場規模の関係から弱冠名の参加が可能です。参加希望の方は、７月２２日（水）までにQRコード「徳管協ライフプラン・セミナー入力ホーム」から申し込むか、または徳管協事務局に直接電話連絡して申込をしてください。